

廿七、これは宮の御はら、大井殿の御はらは五郎兵衛の佐あきすみ年廿六、六郎兵部のたゆふか  
ねすみ年廿五、宮の御はら七郎亥、うなるすみのおなじ年、八郎大井殿のたゆふ九郎式部のせ  
う殿上人きよすみ年廿二、宮の御はらの十郎兵衛のせうの藏人よりすみ廿、大井殿の御はら十  
一郎ちかすみ御をんな宮の御はらのおほいぎみは、御せうとの今のみかどにつかうまつらせ  
給けり、

○按ズルニ、太郎二郎等ノ事ハ、姓名部名篇ヲ參照スベシ、

〔倭名類聚抄二女〕娘 說文云、娘小女之稱也、必良反、和名無。

〔箋注倭名類聚抄一男・女〕按無須、生產之義、謂生答爲答、牟須、无須比乃加美用產靈字、皆可證、无須米  
謂所產生之女神代紀稻田宮主寶狹之八箇耳女子號稻田媛、顯國玉之女子下照姬、女子並訓牟  
須米是也、然則子孫類所引史記息女、當訓无須女、今訓娘爲无須女非是、應神紀媛子訓乎止女爲  
允、略中原書不載娘字、韻會娘通作嬢、說文有嬢字、云煩擾也、一曰肥大也、不與此引同、按玉篇云、娘  
小女之號廣韻同、恐源君誤引之、又按嬢本訓肥大、轉爲爺嬢字、再轉爲少女之號也、

〔伊呂波字類抄人倫〕娘 ムスメ

〔物類稱呼人倫〕息女むすめ、京幾にてぞれうにんといふ、薩摩にてもこれうといふ、中國及奥州  
にておごうといふ、御とは女の稱なり、奥の南部にてをぞれんといふ、越後の高田長岡にて、をこれんとい  
ふは、他の妻女を云也、備前などもをなじ、

〔倭訓栞前編三十一〕むすめ 我女をいふ生女の意也、日本紀に、女子又女又子女をよみ、和名鈔に  
娘をよめり、說文に、娘少女之稱也と見ゆ、津輕にてハてべたといふ、今息女と稱す、漢書に見えた  
り、

〔倭訓栞中編三十〕おぢやう 東國の俗語に、貴家の處、女をいふ詞也、お女郎の轉訛といへど、阿娘